

兵庫県公報

平成22年12月2日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施（畜産課）	1

告 示

兵庫県告示第1180号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下のとおりの消毒を実施することを命ずる。

平成22年12月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域の100羽以上（だちょうの場合は10羽以上）の飼養家きん農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養家きん農場。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

3 実施の期日

平成22年12月5日から同月28日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部）散布